

令和2年8月4日  
子ども・若者部  
世田谷保健所

## 世田谷版ネウボラの推進に向けたこれまでの取組みと今後の展開に向けて

### 1 主旨

世田谷版ネウボラは、平成27年度からの子ども計画（第2期）において、「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」を重点施策に位置づけ、区、医療、地域が連携した妊娠期から就学前までの切れ目のない相談支援体制として考案し、外部有識者を含む世田谷版ネウボラ推進協議会において妊娠期から乳児期を中心に議論しながら、その取組みを検証して、充実を図ることで推進してきた。

これまでの取組みと成果を踏まえ、昨年度、子ども計画（第2期）後期計画を策定し、令和2年度からは、子ども計画全体を推進する子ども・子育て会議における議論により、就学期へのつなぎを含めて他の関連する施策との連携を強化していくこととしたため、今後の展開について、以下のとおり報告する

### 2 これまでの世田谷版ネウボラの主な取組み

別紙1参照

### 3 今後の展開

子ども計画（第2期）後期計画の策定に向け、世田谷版ネウボラ推進協議会において、見えてきた新たな課題に対して、以下のように推進していく。

#### （1）支援につながりにくい家庭への対応強化

妊娠中や子どもが乳幼児期に転入してきた家庭や外国にルーツのある子育て家庭等に確実に子育てに関する情報を届け、ネウボラ・チームの面接や、その後の地域へのつながりを促進するため、各事業の周知方法の工夫や利用券の配付対象者の拡大等を進める。

#### （2）地域へつながる取組みの充実

- ・ 地域子育て支援コーディネーターや児童館、福祉の相談窓口（主に社会福祉協議会）が連携し、身近な地区における子育て家庭のニーズに合わせた情報提供や新たな地域資源の開発の充実
- ・ 母親学級と連動したおでかけひろばでの妊婦向け講座の実施など妊娠期からおでかけひろば等につながる仕組みづくり

#### （3）医療や子ども家庭支援センター、児童相談所との連携強化による相談支援の充実

予期しない妊娠について適切な支援を行うため、主に以下の取組みを進める。

- ・ 医療と連携した望まない妊娠等の予防や特定妊婦等の相談支援体制の推進
- ・ 予期しない妊娠に対応できる窓口の周知強化
- ・ 適切な支援が選択できるよう、保健師等による様々な相談支援の機会提供とともに、子ども家庭支援センターと児童相談所との連携強化

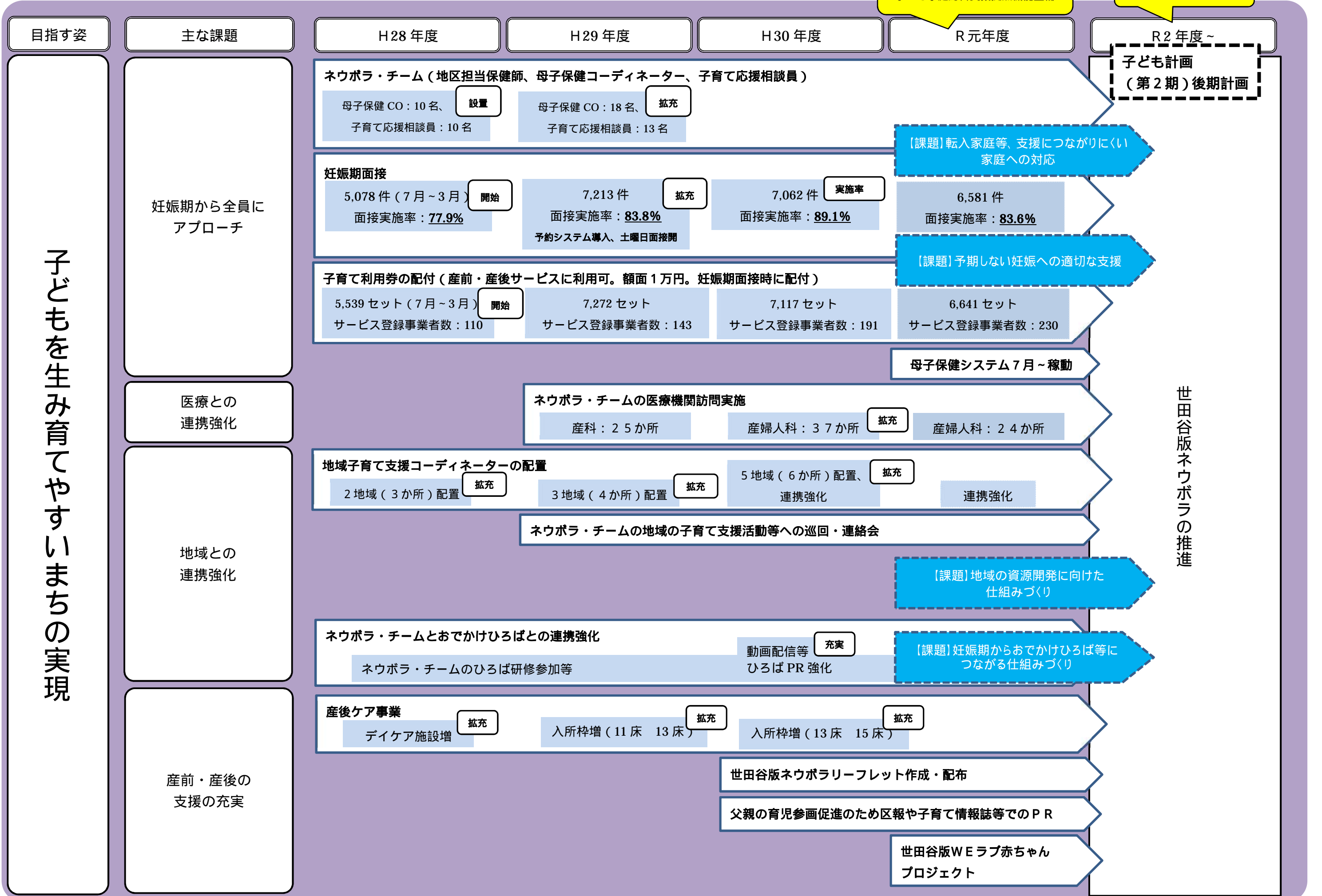
#### （4）その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた、相談支援体制の充実  
別紙2-1及び2-2参照
- ・ 多胎児を育てる家庭への支援の検討

# これまでの世田谷版ネウボラの主な取り組みと今後の課題

子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点機能整備

区立児童相談所設置



令和 2 年 8 月 4 日

世田谷保健所健康推進課

## 新型コロナウイルス感染症を踏まえた、相談支援体制の充実

## 1 主旨

新型コロナウイルス感染拡大があっても、妊娠中の方や乳幼児をお持ちのご家族が、両親学級や妊娠期面接、乳幼児健診等の相談の機会を失うことがないように、区は、新型コロナウイルス感染防止・緊急対策（令和 3 年 3 月 31 日まで）として、新たに、下記のとおり健診や相談の機会を整備した。

加えて、感染不安で外出自粛を余儀なくされている妊婦が、安心して健診等の移動ができるように、タクシー券としても活用できる「育児パッケージ」やマスクを配布した。

## 2 相談支援体制の整備

時期	健康診査等	新型コロナウイルス感染防止・緊急対策
妊婦	ぷれパバママ講座	新型コロナウイルス感染拡大時はオンライン開催
	妊娠期面接	感染不安等により来所面接を希望しない方は電話にて面接
	マスクの配布	妊娠中の方に毎月 2 枚マスクを配布。
	育児パッケージ「こども商品券」の配布	新型コロナウイルス感染症に関する妊婦の不安を解消する支援として、妊婦健診時のタクシー利用や衛生用品等の購入に使用可能な商品券等（1 万円相当）を配布
	子育て利用券の期間延長	今年度中に利用期限を迎える方について、今年度末まで利用期限延長
新生児	乳児期家庭訪問	感染不安等により訪問を希望しない方は電話にて面接
3～5 か月	乳児健康診査【総合支所健康づくり課】	混雑や密を避け、1 回の呼び出し人数を制限して実施。
	個別乳児健康診査【区内契約医療機関】	総合支所健康づくり課での乳児健診を受診できない方が、契約医療機関で無料で健診を受けることができる。
6～8 か月	6～7 か月児健康診査（受診期間の延長） 【区内契約医療機関】	従来受診期間である生後 6～7 か月に加えて、8 か月まで延長。
9 か月～1 歳 3 か月	9～10 か月児健康診査（受診期間の延長） 【区内契約医療機関】	従来受診期間である生後 9～10 か月に加えて、1 歳 3 か月まで延長。
1 歳 6 か月～2 歳 3 か月	1 歳 6 か月児健康診査（受診期間の延長） 内科【区内契約医療機関】 歯科【総合支所健康づくり課】	従来受診期間である生後 1 歳 6 か月～1 歳 11 か月に加えて、2 歳 3 か月まで延長。
2 歳 6 か月～2 歳 11 か月	2 歳 6 か月児歯科健康診査（受診期間の延長） 【区内契約医療機関】	従来受診期間である生後 2 歳 6 か月～2 歳 8 か月に加えて、2 歳 11 か月まで延長。
3 歳～4 歳 11 か月	3 歳児（内科・歯科）健康診査（受診期間の延長） 【総合支所健康づくり課】	従来受診期間である生後 3 歳～3 歳 11 か月に加えて、4 歳 11 か月まで延長。
	自費で受けられた健診費用の助成 【世田谷保健所健康推進課】	令和 2 年 4 月 1 日以降、やむなく自費で健診を受けた場合の費用を助成（上限額 1 回 6,660 円）。助成できる健診は、乳児健診、1 歳 6 か月児（歯科）健診、3 歳児健診。

妊娠中の方とそのご家族の方へ

# 新型コロナウイルス感染症予防 妊婦向けに配付しています

## 1. せたがや子育て利用券

要面接

(1万円) 500円×14枚+100円×30枚  
妊婦さんと2歳までのお子様をお持ちの  
ご家庭に、お配りしています。



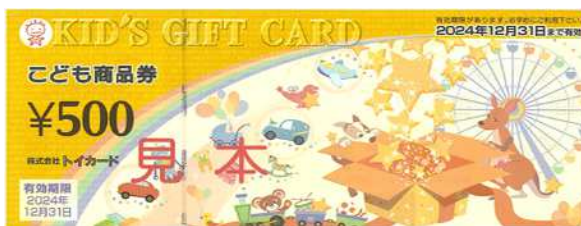
詳しくは



## 2. 育児パッケージ (子ども商品券)

要面接

(1万円) 500円×20枚  
タクシー券としてご利用いただけます。



詳しくは



## 3. 妊婦向けマスク (毎月2枚)



詳しくは



申請等の詳細は世田谷区ホームページ(上記QR  
コードから)でご確認ください。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課

03 - 5432 - 2446